

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第六百五十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四

条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。

昭和三十四年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 肥料生産登録の失効
指定医療機関の廃止
医療機関の指定
- 牛その他の物品の移入禁止区域の解除
牛の結核病、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝臓検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇電気規程 鳥取県管電気事業財務規程の一部改正

登録番号

肥料の名称

保証成分量
(パーセント)

生産業者の住所氏名

窒素	りん酸	加里
全量	全量	全量

鳥取県 第一三九号	五、三 なたね油かす	五・三 二・三 一・三	米子市榎原一、四一七 組合長理事 田子 範義
第一四六号	五、二 なたね油かす	五・二 二・二 一・三	西伯郡西伯町阿賀五四五 景山 行

第一五一号	五、三	なたね油かす	五・三	二・三	一・三	岸本町遠藤二六九	仲田 松代
第一五六号	五・三	なたね油かす	五・三	二・三	一・三	名和町御来屋一、〇一三	後藤 豊彦
第一六三号	五、一	なたね油かす	五・一	二・〇	一・〇	〃 大字古御堂一六二	金田 政雄
第一六七号	五、三	なたね油かす	五・三	二・〇	一・〇	米子市彦名町二、三七二	川端 広義
第一八一号	五、三	なたね油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡名和町大字西坪二四五の一	鷺見俊賢
第二三六号	五、〇	なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	〃 西伯町法勝寺五三六	前田 好雄
第二四一号	四、五	なたね油かす	四・五	二・〇	一・〇	日野郡黒坂町字下菅三二二の一	山形 正治
第二四二号	五、三	なたね油かす	五・三	二・三	一・二	〃 溝口町字大坂六五五	林原 真

鳥取県告示第六百五十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり

名 称	所 在 地	診療科名	廃止年月日	廃止事由
仲倉医院	倉吉市鍛冶町一丁目二七八九	外科、内科、小児科、皮膚泌尿器科	昭和三十四年九月三十日	診療所移転のため

鳥取県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
仲倉医院	倉吉市越殿町一五五ノ一	外科、内科、小児科、皮膚泌尿器科	仲倉 文 威

廃止の届出があつた。

昭和三十四年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和三十四年十月五日	仲倉医院	倉吉市越殿町一五五ノ一

鳥取県告示第六百六十一号

昭和三十四年十一月鳥取県告示第五百八十九号により指定した牛その他の物品の移入禁止区域のうち、埼玉県は、昭和三十四年十二月十一日限り解除する。

昭和三十四年十二月十一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十二号

次のように牛の結核病、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ、の検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛、鶏及び豚の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月十一日

診療科名	開設者名
外科、内科、小児科、皮膚泌尿器科	仲倉 文 威

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核、ブルセラ病、ひな白痢、肝てつ及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核、ブルセラ病検査…搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。

ひな白痢検査…種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

肝てつ、検査…牛。ただし、生後三月以内分べん前 後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日及び 分べん後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際
法

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

一 結核、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

十二月十六日	十二月十九日	東伯郡東郷町舎人	舎人家畜 検診所
--------	--------	----------	-------------

二 ひな白痢検査

十二月十一日	八頭郡智頭町南方	実施場所 小林種鶏場	坂原 国岡
--------	----------	---------------	----------

十二日	河原町今在家	前田
十四日	山手	蓮仏
十五日	神馬	安木
十六日	那家町久能寺	尾崎
二十二日	河原町布袋	前島
二十二日	船岡町殿	田中清
二十二日	塩上	田中
二十三日	用瀬町金屋	山根
二十四日	若桜町大野	青木
二十五日	河原町小河内	加賀田
	用瀬町赤波	藤原
	鷹狩	尾坂
	那家町別府	漆原
	船岡町見槻	沖田
	才原	森尾
		梶川
		毛利
		勝連

二十六日 八東町日田 横野

三 肝てつ、検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

十二月十七日	八頭郡智頭町那岐地区	野原家畜 検査場
十八日		
十九日	埴師地区	埴師
二十一日		
二十二日	西伯郡中山町二本松	二本松
二十三日	名和町上大山	上大山
二十四日	中山町林ヶ峯	林ヶ峯
二十五日	名和町高田	高田
二十六日	大山町赤松	赤松
二十七日	東伯郡東郷町舎人	舎人
二十八日	日野郡江府町	原
二十九日		小原
三十日		宮市
三十一日		杉谷
十二月一日		貝田
十二月二日		助沢

十九日	御机	下蚊屋
二十日	美用	
二十一日	栗尾	
二十二日	吉原	
二十三日	西戎	
二十四日	袋原	
二十五日	大河原	
一月十三日	大満	
二十四日	小江尾	
十五日	江尾	
十五日	久連	
十五日	佐川	
十五日	柿原	
十八日	源出口	
十八日	日の詰	
十九日	尾の上原	
十九日	候野	
二十日	武庫	
二十日	洲ヶ崎	
二十二日	下安井	
二十二日	荒田	

"	二十五日	"	日野町	金持"
"	二十六日	"	"	板井原"
"	二十七日	"	"	高尾"
"	二十八日	"	"	濁谷"
"	"	"	"	三栗"
"	"	"	"	秋繩"
"	"	"	"	三土"
"	"	"	"	舟場"
"	"	"	"	三谷"
"	"	"	"	貝原"

四 豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所	
十二月十五日	西伯郡淀江町大和	大和家畜検診所	
"	十六日	中山町逢坂	逢坂"
"	十七日	名和町御来原	御来原"
"	十八日	"	光徳"
"	十九日	名和	名和"
"	二十一日	庄内	庄内"
"	二十二日	大山町所子	所子"
"	二十三日	高麗	高麗"

"	二十四日	"	淀江町宇田川	宇田川"
"	"	"	淀江	淀江"
"	二十五日	"	大山町大山	大山"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十四年十二月十一日午前十一時

" 十二月十二日午前十時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 昭和三十五年度予算について

電気局規程

鳥取県管電氣事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電氣事業管理規程第七号

鳥取県管電氣事業財務規程の一部を改正する規程

鳥取県管電氣事業財務規程（昭和三十二年九月鳥取県管電氣事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 出納員に事故があるとき、又は出納員が欠けたときは、知事があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月一日から適用する。